

袋井市建設工事関連業務最低制限価格取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事関連業務」という。）の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この告示の対象となる業務は、市が発注する予定価格50万円以上の建設工事関連業務とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 競争入札により建設工事関連業務の委託契約を締結しようとする場合は、契約ごとに、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる入札書比較価格に対する価格（以下「最低制限価格」という。）を定めるものとする。

2 最低制限価格は、次に掲げる業務ごとの予定価格算出の基礎となった経費の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(6) 第2号に係る業務の補助業務として行う電算帳票業務委託は、作業価格の合計額に10分の7を乗じて得た額

- 3 最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。
- 4 第2項各号に掲げる業務を一括して発注する場合の最低制限価格は、同項各号に掲げる業務ごとに最低制限価格を算定し、その合算した額に消費税の額及び地方消費税の額を加算して得た額とする。
- 5 特別な業務等で、第2項の規定により難しいものについては、第2項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）までの範囲内

で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定する場合は、一般競争入札にあつては入札公告に、指名競争入札にあつては指名競争入札執行通知書に当該競争入札が最低制限価格を設定している旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(開札処理)

第6条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を落札者とししないものとし、当該入札者に対して令第167条の10第2項の規定により落札者とししない旨を通知するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、最低制限価格等に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。